

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

グリーン購入法

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

20-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 （略） 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考）1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。